

# PayPay 投資信託 インデックス 先進国株式

追加型投信 / 内外 / 株式 / インデックス型

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 | ファンドの運用の指図を行なう者

## PayPayアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第387号

設立年月日：2004年5月12日

資本金：230百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,169億円

（資本金・純資産総額は、2024年1月末日現在）

### 委託会社の照会先

・照会ダイヤル 0120-580446（営業日の9:00～17:00）

・ホームページ <https://www.paypay-am.co.jp>

受託会社 | ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

## みずほ信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産 (上場投資 信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本含む)	為替ヘッジ なし	その他の指数 (FTSE ディベロップド・ オールキャップ・ インデックス (配当込み、 円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行なう「PayPay投資信託インデックス 先進国株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月12日に関東財務局長に提出しており、2023年6月28日にその届出の効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## || ファンドの目的

この投資信託は、FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## || ファンドの特色

**a. 先進国の株式を主要投資対象とし、FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。**

●先進国の株式への投資は、上場投資信託証券であるシュワブ・U.S.ブロードマーケット・ETF、SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF(以下、総称してもしくはそれぞれを指して「投資信託証券」という場合があります。)を通じて行ないます。

シュワブ・U.S.ブロードマーケット・ETFは米国の企業の株式、SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETFは先進国(米国を除く)の企業の株式を主要投資対象とします。

※FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックスは、先進国の大型株、中型株、小型株の動きを表す時価総額加重平均型の株価指数です。

FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)は、FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

※投資信託証券の選定等は、運用実績(インデックスのパフォーマンスの安定性や投資信託証券のインデックスへの連動性等をいいます。以下、「ファンドの特色」において同じ。)等を勘案した上で行ないます。なお、投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

●投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

**b. 外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)については、原則として為替ヘッジを行ないません。**

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

## ■ 分配方針

- ① 毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ② 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③ 信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

### ●「FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス」について

本ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス」(以下、「本指数」といいます。)の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

## 2. 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

当ファンドは、上場投資信託証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### <主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
為替リスク	外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

#### ■基準価額の動きの留意事項について

当ファンドはFTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)に概ね連動する投資成果を目指して運用を行いません。ただし、主として以下の要因等により、運用目標が達成できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
- ・ 上場投資信託証券を利用した場合において、上場投資信託証券の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- ・ 上場投資信託証券の最低取引単位の影響
- ・ 売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・ 連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
- ・ 大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

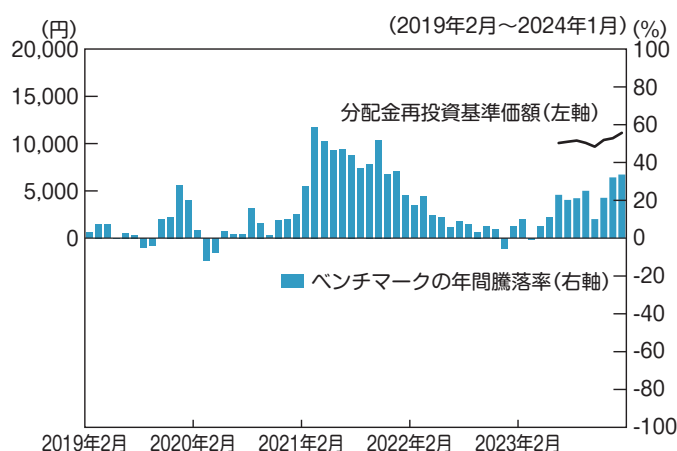
信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

## 2. 投資リスク

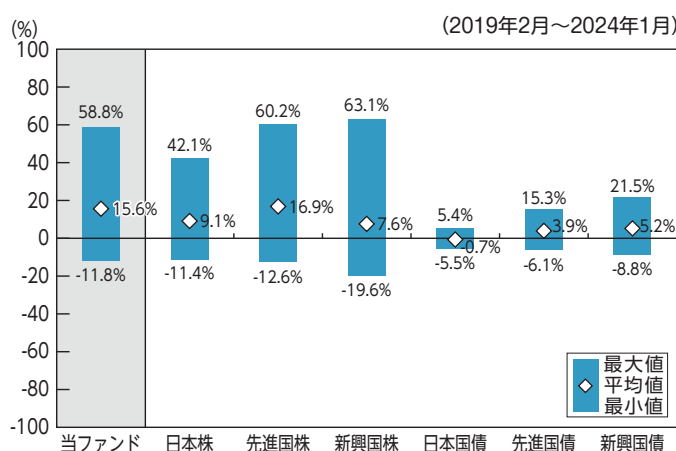
### 参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率については、設定日から1年を経過していないため、表示していません。上記のグラフの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- \* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### <各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

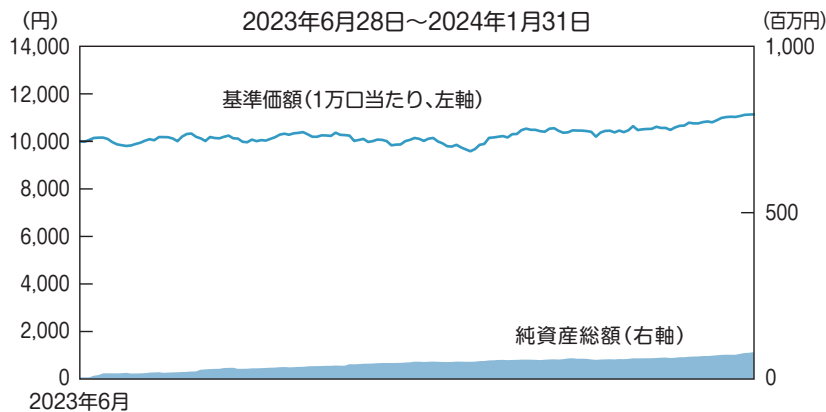
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。  
 ※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

# 3. 運用実績

データは2024年1月末日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

## 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2024年7月16日)	—
第2期(2025年7月15日)	—
第3期(2026年7月15日)	—
第4期(2027年7月15日)	—
第5期(2028年7月18日)	—

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

### ≪基準価額・純資産総額≫

基準価額	11,137円
純資産総額	81百万円

## 主要な資産の状況

### ◆ポートフォリオの状況

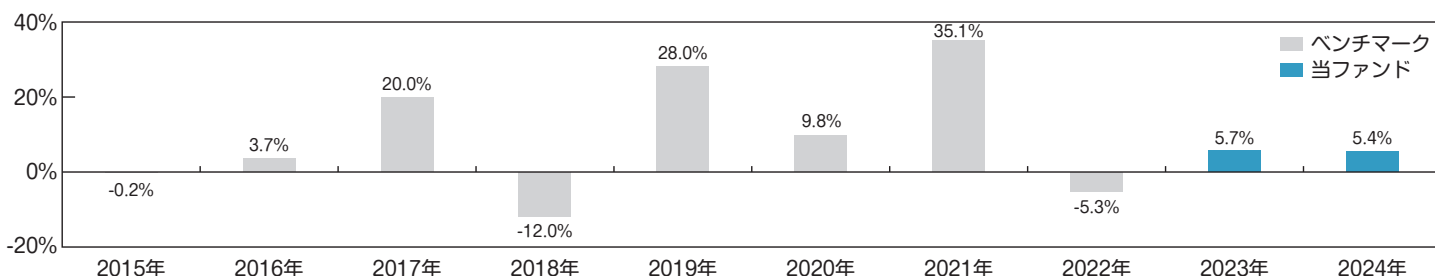
資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	97.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.5
合計(純資産総額)	100.0

### ◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
シュワブ・U.S.ブロードマーケット・ETF	アメリカ	66.8
SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF	アメリカ	30.7

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

## 年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは「FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)」です。  
※2022年まではベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
※2023年は設定日(2023年6月28日)から年末までの騰落率、2024年は2024年1月末日までの当ファンドの騰落率を記載しています。  
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。



## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	①当初自己設定 1万口当たり1万円とします。 ②継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までとします。
購入の申込期間	①当初自己設定 2023年6月28日とします。 ②継続申込期間 2023年6月28日から2024年10月15日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	購入・換金の申込日が以下の日と同日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です(2023年6月28日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはFTSEディベロップド・オールキャップ・インデックスが改廃された場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年7月15日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1兆円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス <a href="https://www.paypay-am.co.jp/notification/">https://www.paypay-am.co.jp/notification/</a>
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## 4. 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ◆ファンドの費用

##### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

##### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0572%(税抜年0.052%)の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分(税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.018%</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.018%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.016%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>		配分(税抜)	役務の内容	委託会社	年0.018%	資金の運用の対価	販売会社	年0.018%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
		配分(税抜)	役務の内容											
	委託会社	年0.018%	資金の運用の対価											
販売会社	年0.018%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価												
受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価												
投資対象とする投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.0872%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等(投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。)により今後変更となる場合があります。														
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。														
その他の費用・手数料	<p>①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託財産中から支払われる場合があります。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。</p> <p>②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。</p> <p>※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>													

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### ◆税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



 PayPay アセットマネジメント株式会社